

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年3月27日

飯山市長 足立 正則

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

瑞穂地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月23日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	5 経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか 担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 地域農業の将来のあり方

- ・地域内の水田の水路等の諸問題への対応
- ・棚田米のブランド化の検討、農産物直売所などによる雇用創出等の提案
- ・農地中間管理機構を活用し、水稲、畑作など、担い手に対する農地の集積・集約化を協議していく。
- ・新規就農者の掘り起しを行う。
- ・地域で加工用トマト栽培に取り組み、産地パワーアップ計画を策定。